

安芸太田町 第7期介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画

(安芸太田町地域包括ケア計画)

— 2018年度～2020年度 —



計画の基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち あきおおた

本町の高齢者の自立した地域生活を包括的に支援する地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、誰もが互いの人権や個性を認め合い、助け合い・支え合いが活発に行われる地域づくりを進め、生涯を通じて生きがいや幸せを感じられる、「地域共生社会の実現」をめざします。

2018年度から、介護保険制度が変わりました

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載、財政的インセンティブの付与の規定の整備、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進 等

②医療・介護の連携の推進等

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活機能」を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設 等

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスの位置付け

II 介護保険制度の持続可能性の確保

④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

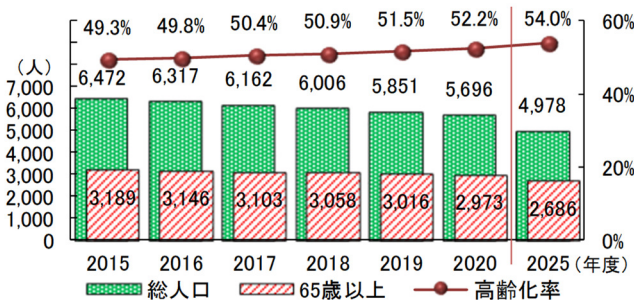
⑤介護納付金への総報酬割の導入

安芸太田町の高齢者のようす

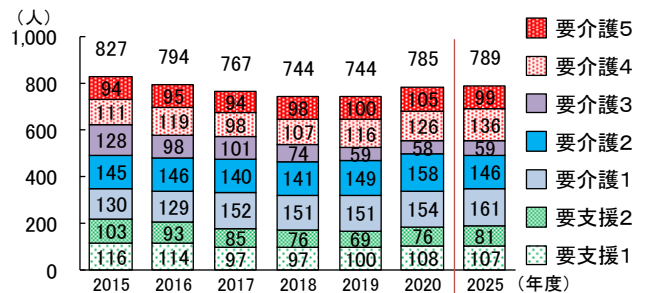
本町の人口は減少傾向にあります。高齢化率は上昇するとみられます。また給付額では、居宅サービス費が低くなっていますが、施設サービス費では全国や県の倍以上となっています。

今後は何らかの支援が必要な高齢者や認知症高齢者は増加すると見込まれ、介護予防や健康づくりがますます重要になります。

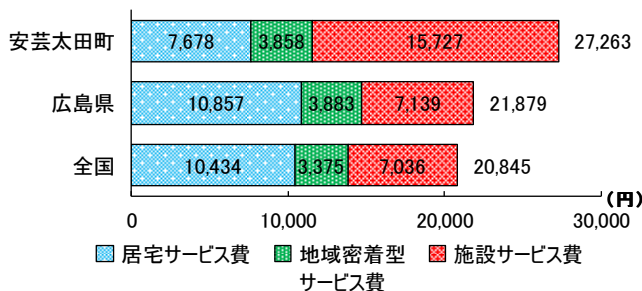
人口と高齢化率



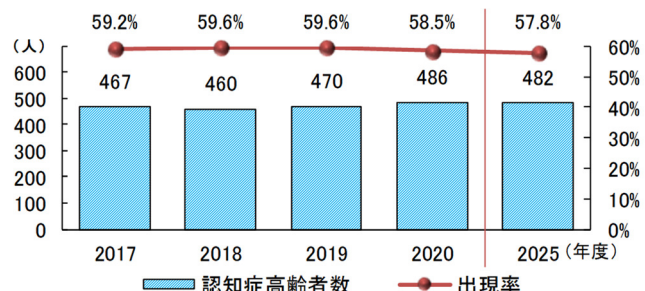
第1号被保険者の要支援・要介護認定者数



第1号被保険者一人当たり給付額



第1号被保険者の要介護認定者中の認知症高齢者数



介護保険・高齢者福祉施策の展開

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち あぎおおた

重点施策

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 地域包括支援センターの適切な運営及び評価
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (5) 地域ケア会議の推進
- (6) 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の推進

介護保険事業の運営

- 1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - ・ 居宅サービス
 - ・ 地域密着型サービス
 - ・ 施設サービス
- 2 保険料の設定
- 3 介護保険制度の円滑な運営
- 4 介護給付の適正化
- 5 介護人材の確保及び資質の向上

いきいきと暮らすための環境づくり

1 在宅生活が継続できる環境づくり

- (1) 高齢者の多様な住まいの確保
- (2) 地域の見守り支援体制の充実
- (3) 生活支援サービス等の充実
- (4) 家族介護者等の支援
- (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (6) 防犯・防災の推進
- (7) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及

2 地域で活躍できる環境づくり

- (1) 生涯活躍のまちづくり
- (2) ボランティアの促進
- (3) 自主的な住民活動の促進
- (4) 多様な生活支援の充実と地域活動人材の育成・確保

計画の目標

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者が要支援・要介護にならないための取組を進め、要介護認定率が高くなりすぎないような施策を展開します。

また、「住民運営の通いの場づくり」を進め、介護予防を地域づくりと両面から行うことで、地域も元気になる施策に取り組みます。

指標名	現状 2016年度	目標	
		2020年度	2025年度
要支援1・2及び要介護1の認定率	10.1%	12%以下	14%以下
要介護認定率	25.2%	28%以下	31%以下
介護予防ケアマネジメントの実施	—	実施	実施
住民運営の通いの場づくり設置数	—	8か所	10か所

2018～2020年度の介護保険料

■所得段階別第1号被保険者の保険料

段階	対象者		所得等	保険料率	介護保険料 (月額)	
	町民税課税状況					
	世帯	本人				
第1段階	非課税	本人	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.45	2,835	
第2段階			合計所得金額の合計 課税年金収入額と			80万円以下
第3段階				120万円以下	0.70	4,410
第4段階	課税	120万円超え		0.75	4,725	
第5段階		80万円以下		0.90	5,670	
第6段階	課税	課税	合計所得金額	80万円超え	1.00 (標準)	6,300
第7段階				120万円未満	1.20	7,560
第8段階				120万円以上 200万円未満	1.30	8,190
第9段階				200万円以上 300万円未満	1.50	9,450
第10段階				300万円以上	1.70	10,710
第11段階				400万円以上	1.75	11,025
				600万円以上	1.85	11,655

※第1段階の保険料は、給付費とは別枠で公費を投入し、保険料率を0.45とする。

※合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を控除した金額とする。

暮らしや福祉のご相談は

安芸太田町地域包括支援センター

〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地（福祉課内）

電話：0826-22-2031

安芸太田町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（概要版）



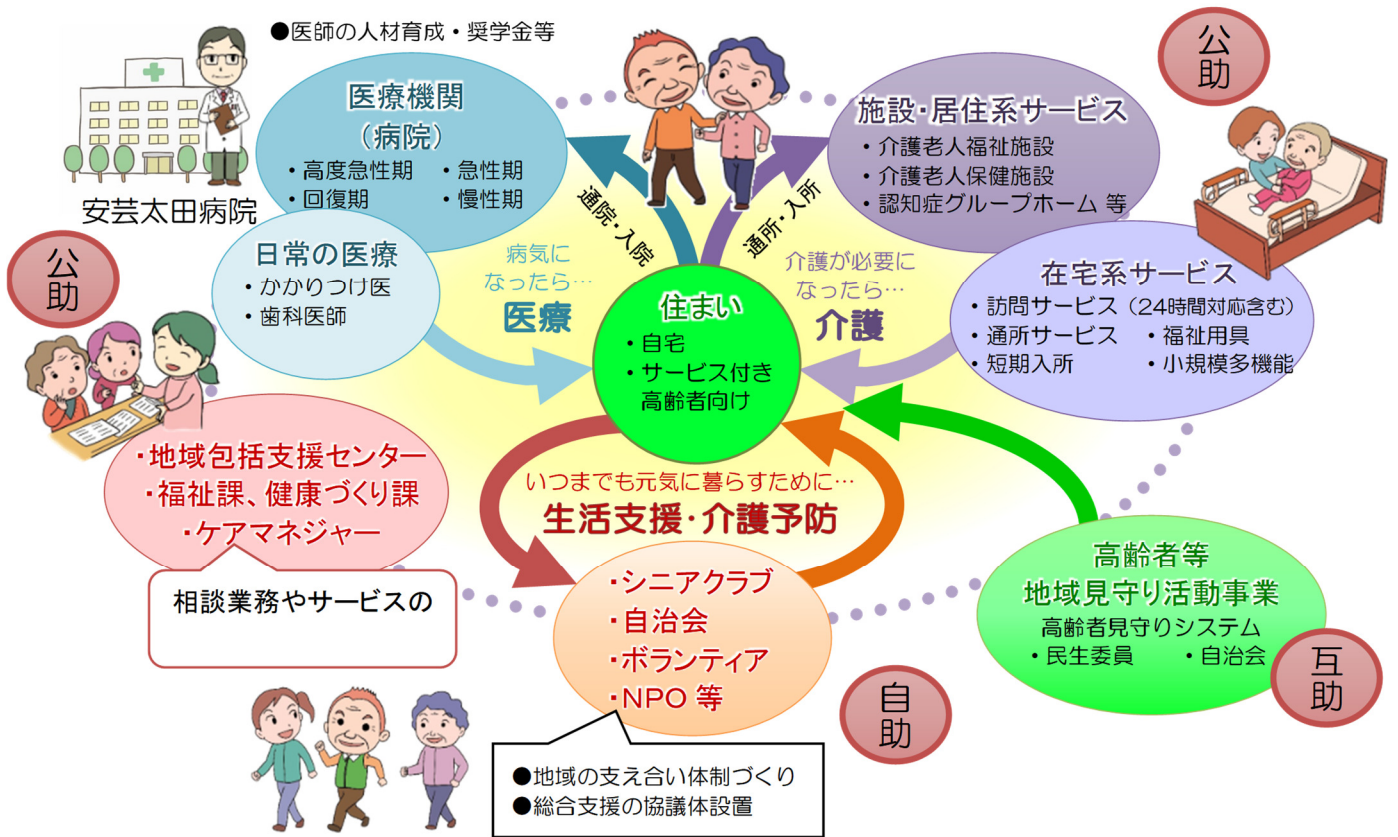
発行：安芸太田町役場 福祉課・福祉事務所

〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

電話：0826-25-0250

安芸太田町の地域包括ケアシステム

介護保険サービスと高齢者福祉施策とを有機的に組み合わせた包括的なサービスを提供する仕組みづくりを推進します。



「我が事・丸ごと」の地域共生社会の推進

「地域共生社会」は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みをつくることです。

我が事

我が事・丸ごとの地域づくり

- 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- 市町村による包括的な相談支援体制の整備
- 地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)
- 地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化

等

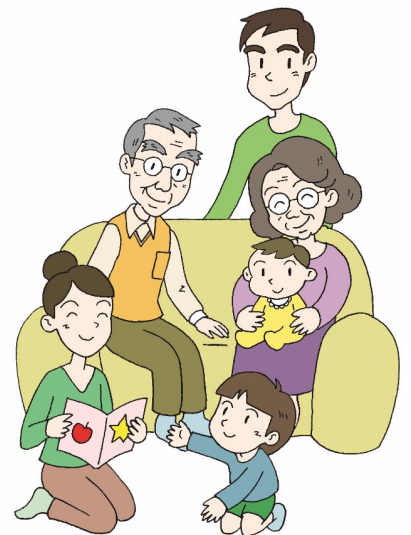
丸ごと

サービス・専門人材の丸ごと化

- 公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)
- 専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)

等

- 地域共生社会の理念の共有化
- 行政、福祉事業所、住民の責務と行動



介護保険の申請からサービスの利用までの手順

要介護(要支援)認定の申請

生活の支援や介護が必要と感じたら、地域包括支援センターや役場の窓口に相談。



要介護(要支援)認定の審査

認定調査員がご家庭を訪問して調査します。2段階の審査を行い、要介護度を決定します。



自立

生活支援対象者

要支援1・2

要介護1～5



介護予防
ケアマネジメント

ケアプランの作成

健康づくり事業、地域の通いの場などを利用します。

介護予防・生活支援総合事業が利用できます。

介護保険サービスが利用できます。

- 訪問系（ホームヘルプサービスに準ずる身体介護を伴うもの。おおむね週1～2回）
- 通所系（介護予防デイサービスに準ずる。おおむね週1～2回）
- 配食サービス（月曜日～金曜日利用可能）
- 一般高齢者のための介護予防事業
- 地域サロン事業等



- 【食の確保】**
- 配食サービス（月曜日～金曜日利用可能）
- 【施設へ出かけて日帰りで利用するサービス】**
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 【家に来てもらうサービス】**
- 介護予防訪問看護 ○介護予防居宅療養管理指導
- 【家の中などの環境を整えるサービス】**
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給
- 【一時的に施設にて日常生活を送る】**
- 介護予防短期入所生活／療養介護（ショートステイ）

【食の確保】

- 配食サービス（月曜日～金曜日利用可能）

【施設へ出かけて日帰りで利用するサービス】

- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 通所介護（デイサービス）

【家に来てもらうサービス】

- 訪問介護（ホームヘルパー）
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導



【家の中などの環境を整えるサービス】

- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

【一時的に施設にて日常生活を送る】

- 短期入所生活／療養介護（ショートステイ）

【地域密着型サービス】

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

【施設サービス】

- 施設入所（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム等）

認定申請やサービスのご利用、ご相談は、地域包括支援センター、福祉課、町役場本庁・支所の住民生活課にご相談ください。